

企業主導型保育事業における専門的労務監査の状況について (令和2年度結果)

目的

- 労務監査は、職員の「労務環境」や「処遇改善」に関して重点的に確認することにより、保育施設で働く職員の働きやすい職場環境の醸成を促し、当該施設の「保育の質」の向上を図ることを目的として実施する。

実施状況

○専門的労務監査の実施施設（実施施設27施設）

令和3年1月から開始し、当初10都道府県（大阪、東京、福岡、神奈川、兵庫、北海道、愛知、熊本、岡山、山口）※の各10施設に実施する予定であったが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、緊急事態宣言の発令対象地域外となる27施設を対象に実施（実地監査）した。

※モデル監査実施都道府県や施設数の多い都道府県として選定

○対象施設

上記10都道府県に所在する施設のうち、過去の立入調査で労務関連の指摘を受けた施設。

令和2年度 専門的労務監査実施施設	うち文書指導を行った施設
27施設	23施設(85.1%)

※ 指摘があった全ての施設において、改善報告書を提出済

主な文書指摘事項（件数上位10件）

※専門的労務監査実施施設 27施設

主な文書指摘事項	件数	割合
・給与規程等根拠規定に基づき支給されていない	6	22.2%
・年次有給休暇について、年5日以上を取得ができていない	6	22.2%
・1か月単位の変形労働時間制を導入しているがシフト表が1か月の総枠を超えている	6	22.2%
・給与規定の支給項目と実際の支給項目が一致していない	6	22.2%
・処遇改善等加算Ⅱの支給について、配分の誤りがあるなどルールに則していない	5	18.5%
・処遇改善加算の支給について労働者が認知していない	5	18.5%
・処遇改善加算の支給要件としてのキャリアパスが定められていない	5	18.5%
・職務手当等手当の一部を処遇改善加算とする場合の内訳が不明確である	4	14.8%
・雇用保険への加入が適切に行われていない	4	14.8%
・割増賃金について不適切な運用がされている	3	11.1%